

八幡浜市・保内町合併協議会

第 11 回 会 議 資 料

日 時 平成 15 年 9 月 5 日 (金) 午後 2 時 30 分から

場 所 保内町文化会館サブホール

会 議 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名人の指名について

4 議 事

(1) 報 告

報告第 20 号 八幡浜市・保内町合併協議会活動状況について

(2) 協 議

- 前回提出 -

協議第 16 号 建設事業業務について

協議第 17 号 都市計画業務について

- 今回提出 -

協議第 18 号 地域審議会について

協議第 19 号 上・下水道業務について

協議第 20 号 国際交流関係・姉妹都市関係について

協議第 21 号 人権対策業務について

協議第 22 号 公共施設業務について

(3) その他

第 12 回八幡浜市・保内町合併協議会の日程について

5 そ の 他

6 副会長挨拶

7 閉 会

配 布 資 料 一 覧

報 告

報告第 20 号 八幡浜市・保内町合併協議会活動状況について … 1 頁

協 議

協議第 16 号 建設事業業務について … 3 頁

協議第 17 号 都市計画業務について … 9 頁

協議第 18 号 地域審議会について … 13 頁

協議第 19 号 上・下水道業務について … 21 頁

協議第 20 号 国際交流関係・姉妹都市関係について … 34 頁

協議第 21 号 人権対策業務について … 36 頁

協議第 22 号 公共施設業務について … 43 頁

その他

第 12 回八幡浜市・保内町合併協議会の日程について … 47 頁

報告第 20 号

八幡浜市・保内町合併協議会活動状況について

八幡浜市・保内町合併協議会活動状況を別紙のとおり報告する。

平成 15 年 9 月 5 日提出

八幡浜市・保内町合併協議会長 二 宮 通 明

八幡浜市・保内町合併協議会活動状況

1 幹事会について

(1) 第 12 回幹事会

日 時	平成 15 年 8 月 27 日 (水) 13:25 ~ 15:50
場 所	保内町役場 第 1 会議室
出席者	幹事 6 名、事務局 5 名、担当職員 2 名
協議内容	建設計画関係について 調整関係について 協議会提案事項について 第 11 回八幡浜市・保内町合併協議会について その他

2 専門部会について

(1) 第 3 回専門部会

協議内容	事務事業すりあわせ進捗状況等について (1,446 項目中 141 項目 (累計 1,333 項目)) 継続事項の幹事会決定について 各分科会での協議内容説明について 継続事項の協議について その他
------	--

日時、場所及び出席者

・住民部会

日 時	平成 15 年 8 月 21 日 (木) 9:28 ~ 11:22
場 所	保内町役場 第 2 会議室

出席者 専門部会委員 7 名、事務局 4 名、担当職員 2 名

・教育部会

日 時	平成 15 年 8 月 21 日 (木) 13:13 ~ 14:51
場 所	八幡浜市役所 第 3 委員会室

出席者 専門部会委員 5 名、事務局 4 名、担当職員 2 名

・総務部会

日 時	平成 15 年 8 月 21 日 (木) 15:35 ~ 17:38
場 所	八幡浜市役所 第 3 委員会室

出席者 専門部会委員 7 名、事務局 4 名、担当職員 2 名

建設事業業務について

建設事業業務について提出する。

平成 15 年 8 月 11 日提出

八幡浜市・保内町合併協議会長 二 宮 通 明

建設事業業務
(1) 市道、町道路線については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 市道、町道認定基準については、八幡浜市の例により新市において調整する。 (3) 道路用地登記事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (4) 県費がけ崩れ防災対策事業の地元負担金の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (5) 公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後新たに公営住宅ストック総合活用計画を策定し、安定した住宅供給に努める。

平成 年 月 日確認

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

協議項目	21-(13)	建設事業業務																															
事務・事業・制度名等	? 市道、町道路線																																
基本調整方針	市道、町道路線については、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																
八幡浜市		保内町																															
【市道の状況】 H14.4.1現在		【町道の状況】 H14.4.1現在																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実延長 (m)</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>改良済延長 (m)</th> <th>改良率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>251,969</td> <td>1,438,451</td> <td>104,676</td> <td>42</td> </tr> <tr> <th>舗装済延長 (m)</th> <th>舗装率 (%)</th> <th>歩道延長 (m)</th> <th>路線数</th> </tr> <tr> <td>237,161</td> <td>94</td> <td>3,466</td> <td>343</td> </tr> </tbody> </table>	実延長 (m)	面積 (㎡)	改良済延長 (m)	改良率 (%)	251,969	1,438,451	104,676	42	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)	歩道延長 (m)	路線数	237,161	94	3,466	343	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実延長 (m)</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>改良済延長 (m)</th> <th>改良率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>181,219</td> <td>695,936</td> <td>64,157</td> <td>35</td> </tr> <tr> <th>舗装済延長 (m)</th> <th>舗装率 (%)</th> <th>歩道延長 (m)</th> <th>路線数</th> </tr> <tr> <td>146,325</td> <td>81</td> <td>347</td> <td>237</td> </tr> </tbody> </table>	実延長 (m)	面積 (㎡)	改良済延長 (m)	改良率 (%)	181,219	695,936	64,157	35	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)	歩道延長 (m)	路線数	146,325	81	347	237
実延長 (m)	面積 (㎡)	改良済延長 (m)	改良率 (%)																														
251,969	1,438,451	104,676	42																														
舗装済延長 (m)	舗装率 (%)	歩道延長 (m)	路線数																														
237,161	94	3,466	343																														
実延長 (m)	面積 (㎡)	改良済延長 (m)	改良率 (%)																														
181,219	695,936	64,157	35																														
舗装済延長 (m)	舗装率 (%)	歩道延長 (m)	路線数																														
146,325	81	347	237																														
事務・事業・制度名等	? 市道、町道認定基準																																
基本調整方針	市道、町道認定基準については、八幡浜市の例により新市において調整する。																																
八幡浜市		保内町																															
【市道の認定基準】 路線が系統的で、交通上重要な道路で、路線起終点が国道、県道又は市道のいずれかに連絡しているもの 公共施設又は公益施設に通ずる進入路で、国道、県道又は市道のいずれかに連絡しているもの 住宅団地、農場又は工場団地に通ずる進入路で、国道、県道又は市道のいずれかに連絡しており、団地内道路に接続しているもの 補助事業で施行する計画道路 都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）その他の法令により築造された道路で、道路管理者と認定に関し協議済のもの 所管換道路で維持管理に支障をきたさないと認められるもの 【形状・規格・構造要件】 路線の形状は、道路交通の流れに適合し、その機能を十分果たし得るもの 道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定を満たし得る改良が出来るもの 路面は良好で、民地との境界が明確であり、維持管理に支障を生じるおそれがないもの 道路の敷地及び構造物について無償提供（敷地については所有者において分筆する。）できるもの 上記にかかわらず、市長が必要と認めた道路		【町道の認定基準】 保内町の区域内にある道路であること。 集落と主要公益的施設・主要な生産場所を結ぶ道路であること。 集落を相互に連絡する道路であること。 集落の環境整備のために必要な道路であること。 その他町長が必要と認めた道路。 （建設課内規） ・道路の幅員は3m以上とする。 ・行き止まりの道ではなく、集落と連結した道路であること。																															

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

事務・事業・制度名等	? 道路用地登記事務	
基本調整方針	道路用地登記事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	
八幡浜市	保内町	
<p>【概要】 用地買収及び寄附受納した土地及び未登記市道用地の処理</p> <p>【事務手順】 市の行う事業について、買収及び寄附受納された必要な用地の分筆及び所有権移転登記を行う。また、過去において買収したが所有権移転登記が行われていない土地について、同様の作業を行う。</p> <p>【対象者】 上記該当土地の所有者。</p> <p>【実施時期】 事業実施時及び寄附受納後又は未登記が判明したとき。</p> <p>【対象地】 新たに買収する土地については、事業の対象となる部分。寄附受納した土地については、その申請土地。未登記土地については、下記のとおり。 過去の経緯の調査 県、市の改良工事、用地買収等の関係記録、他課の関係資料 事前調査 現地調査、土地調査、過去の資料調査。 打合せ 地元説明、現場立会日程の調整。 地元説明会 市より、地権者及び世話人に通知。 事業の説明、立入り調査、事前測量の承諾。 立会 現地にて境界立会。 登記 登記承諾書の作成、関係書類への署名・捺印。 完了 登記申請書作成、提出、登記完了。</p>	<p>【概要】 用地買収及び寄附受納した土地及び未登記町道用地の処理</p> <p>【事務手順】 町の行う事業について、買収及び寄附受納された必要な用地の分筆及び所有権移転登記を行う。また、過去において買収したが所有権移転登記が行われていない土地について、同様の作業を行う。</p> <p>【対象者】 上記該当土地の所有者。</p> <p>【実施時期】 事業実施時及び寄附受納後又は未登記が判明したとき。</p> <p>【対象地】 新たに買収する土地については、事業の対象となる部分。寄附受納した土地については、その申請土地。未登記土地については、下記のとおり。 過去の経緯の調査 県、町の改良工事、用地買収等の関係記録、他課の関係資料 事前調査 現地調査、土地調査、過去の資料調査。 打合せ 地元説明、現場立会日程の調整。 地元説明会 町より、地権者及び地区役員に通知。 事業の説明、立入り調査、事前測量の承諾。 立会 現地にて境界立会、町の事業の立会は日当無し。 登記 登記承諾書の作成、関係書類への署名・捺印。 完了 登記申請書作成、提出、登記完了。</p>	
事務・事業・制度名等	? 県費がけ崩れ防災対策事業	
基本調整方針	県費がけ崩れ防災対策事業の地元負担金の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。	
八幡浜市	保内町	
<p>【事業名】 がけ崩れ防災対策事業(県費補助)</p> <p>【概要】 県補助事業で、がけの崩壊により人家あるいは公共的建物に重大な被害を及ぼすおそれがあり、早急に対策を要する個所に対して、県策定の補助金交付要綱に沿って要望・申請・工事発注・補助金請求の事務を執り行う。</p> <p>【事務手順】 次年度要望調書作成・提出 事業補助金交付申請書作成・提出(設計書を含む) 工事発注・監督 変更申請手続き 変更契約 工事検査 補助金請求</p> <p>【事業の負担割合】 事業費のうち、県費補助金額は3/4であり、残事業費に対して地元負担金を徴収していない。</p> <p>【14年度実績】 2件、総事業費 16,000千円</p>	<p>【事業名】 がけ崩れ防災対策事業(県費補助)</p> <p>【概要】 県補助事業で、がけの崩壊により人家あるいは公共的建物に重大な被害を及ぼすおそれがあり、早急に対策を要する個所に対して、県策定の補助金交付要綱に沿って要望・申請・工事発注・補助金請求の事務を執り行う。</p> <p>【事務手順】 次年度要望調書作成・提出 事業補助金交付申請書作成・提出(設計書を含む) 工事発注・監督 変更申請手続き 変更契約 工事検査 補助金請求</p> <p>【事業の負担割合】 事業費のうち、県費補助金額は3/4であり、残事業費に対して地元負担金を徴収していない。</p> <p>【14年度実績】 1件、総事業費 7,380千円</p>	

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

事務・事業・制度名等	? 公営住宅			
基本調整方針	公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後新たに公営住宅ストック総合活用計画を策定し、安定した住宅供給に努める。			
八幡浜市		保内町		
【公営住宅の状況】				
1. 公営住宅		1. 公営住宅		
年度	団地名	戸数	構造	住所
S27	川上浜組	4	木造平屋建	川名津甲968番地1、5
S27	真網代浦之谷	2	木造平屋建	真網代乙184番地3
S27	真網代浦之谷	2	木造平屋建	真網代乙184番地3
S28	夫婦岩	5	木造平屋建	若山2番耕地120番地1
S28	穴井北浦	4	木造平屋建	真網代戊261番地2、3
S29	大島	5	木造平屋建	大島
S32	高野地	2	木造平屋建	大字高野地690番地1
S34	大島	4	木造平屋建	大島
S34	若山	4	木造平屋建	若山2番耕地19番地1
S35	若山	4	木造平屋建	若山2番耕地19番地1
S38	若山	10	木造平屋建	若山2番耕地19番地1
S42	新開町	8	中耐4階建	大字松柏甲95番地1
S43	新開町	8	中耐4階建	大字松柏甲95番地1
S44	新開町	16	中耐4階建	大字松柏甲95番地1
S45	大谷口第1	40	中耐5階建	大谷口二丁目3番1号
S46	入寺	40	中耐5階建	大字松柏丙272番地
S47	入寺	20	中耐5階建	大字松柏丙272番地
S48	大平	18	中耐4階建	大字大平1番耕地759番地2
S49	湯島	20	中耐5階建	大字五反田1番耕地881番地2
S50	湯島	20	中耐5階建	大字五反田1番耕地881番地2
S51	木多町	30	中耐5階建	大字松柏甲54番地2
S52	木多町	19	中耐5階建	大字松柏甲54番地2
S53	大谷口第2	15	中耐4階建	大谷口二丁目1番31号
S53	下河原	16	中耐4階建	日土町2番耕地2番地2
S54	大谷口第3	16	中耐4階建	大谷口二丁目1番29号
S55	新開町	16	中耐5階建	大字郷2番耕地7番地2
S56	新開町	1	中耐5階建	大字郷2番耕地7番地2
S56	新開町	4	中耐5階建	大字郷2番耕地7番地2
S56	新開町	16	中耐5階建	大字郷2番耕地7番地2
S56	若山	16	中耐4階建	若山2番耕地38番地5
S57	新開町	16	中耐5階建	大字郷2番耕地7番地2
S58	新開町	6	中耐5階建	大字郷2番耕地7番地2
S58	新開町	24	中耐5階建	大字郷2番耕地7番地2
S59	木多町	20	中耐5階建	大字松柏甲54番地2
S60	木多町	4	中耐5階建	大字松柏甲54番地2
S60	木多町	12	中耐5階建	大字松柏甲54番地2
S61	木多町	4	中耐5階建	大字松柏甲54番地2
S61	木多町	11	中耐5階建	大字松柏甲54番地2
S62	木多町	20	中耐5階建	大字松柏甲54番地2
		計		
		計		
年度	団地名	戸数	構造	住所
S29	本町	6	簡耐2階建	保内町川之石3 304 66
S29	雨井	6	簡耐2階建	保内町川之石6 452 1
S48	須川	18	中耐3階建	保内町須川86 1
S50	川久保	30	中耐5階建	保内町宮内1 66
S51	大竹	16	中耐4階建	保内町宮内1 439
S51	要田	16	中耐4階建	保内町宮内1 659 12
S58	江ノ口	40	中耐5階建	保内町川之石1 8 3
S59	赤網代	12	中耐3階建	保内町川之石4 1 9
S61	西之河内	15	中耐5階建	保内町宮内4 59
S62	西之河内	9	中耐3階建	保内町宮内4 59
S63	喜木町	24	中耐3階建	保内町喜木町2 74
H1	江ノ口C	24	中耐4階建	保内町川之石1 13
H2	江ノ口D	28	中耐4階建	保内町川之石1 16
H4	江ノ口E	12	中耐3階建	保内町川之石1 14
H4	須川C	24	中耐4階建	保内町須川86 1
H5	本町第2A	35	中耐4階建	保内町川之石3 298 5
H9	須川D	16	中耐4階建	保内町須川86 1
		計	331	
		計		
		計		
		計		
年度	団地名	戸数	構造	住所
S47	須川団地	18	中耐3階建	保内町須川86? 1
~	西町団地	18	中耐3階建	保内町川之石9? 10? 3
S48	大竹団地A	18	中耐3階建	保内町宮内1? 437
S48	大竹団地B	18	中耐3階建	保内町宮内1? 419
~49	大竹団地D	16	中耐4階建	保内町宮内1? 454? 1
H12	さつきが丘団地A	10	鉄筋コンクリート2階建	保内町磯崎680番地の2
H13	さつきが丘団地B	10	鉄筋コンクリート2階建	保内町磯崎678番地
		計	108	
		計		
		計		
		計		

八幡浜市

保内町

年度	団地名	戸数	構造	住所
S62	木多町	10	中耐5階建	大字松柏甲54番地2
S63	桧谷	12	中耐3階建	1015番地1
H1	桧谷	16	中耐4階建	1014番地1
H2	徳雲坊	3	木造2階建	大字松柏乙3番地
H2	徳雲坊	12	木造2階建	大字松柏乙3番地
H3	江戸岡	8	中耐4階建	江戸岡一丁目2番19号
H3	江戸岡	4	中耐4階建	江戸岡一丁目2番19号
H4	花園町	16	中耐5階建	大字大平1番耕地782番地4
H4	花園町	4	中耐5階建	大字大平1番耕地782番地4
H4	花園町	2	中耐5階建	大字大平1番耕地782番地4
H4	花園町	8	中耐5階建	大字大平1番耕地782番地4
H6	緑ヶ丘	8	中耐4階建	大字大平2番耕地946番地1
H6	病院裏	4	木造2階建	大字大平1番耕地615番地
H6	緑ヶ丘	8	中耐4階建	大字大平2番耕地946番地1
H7	緑ヶ丘	16	中耐4階建	大字大平2番耕地946番地1
H8	緑ヶ丘	8	中耐4階建	大字大平2番耕地985番地3
H12	広瀬	12	中耐3階建	広瀬三丁目4番20号
	計	653		

2.改良住宅

年度	団地名	戸数	構造	住所
S56	徳雲坊	33	中耐3階建	大字矢野町325番地1
S58	神宮通	9	中耐3階建	860番地1
S58	神宮通	3	中耐3階建	791番地
S58	神宮通	2	低耐2階建	863番地
S58	神宮通	3	低耐2階建	880番地1
S58	神宮通	2	低耐2階建	892番地1
S59	神宮通	2	低耐2階建	916番地
S60	神宮通	2	低耐2階建	917番地
S61	神宮通	2	低耐2階建	894番地1
S61	下河原	15	中耐3階建	日土町2番耕地7番地、59番地
S61	下河原	10	低耐2階建	日土町2番耕地7番地、59番地
S62	栗野浦	28	中耐4階建	大字栗野浦502番地4
	計	111		

3.その他住宅

年度	団地名	戸数	構造	住所
S24	本町	1	木造平屋建	125番地
	八代	1	木造平屋建	八代一丁目3番50号
	真網代狭古	1	木造平屋建	真網代丙429番地
	穴井中浦	2	木造平屋建	穴井3番耕地406番地3
	穴井中浦	1	木造平屋建	穴井3番耕地406番地3
S24	本町	3	木造平屋建	477番地、478番地
S24	大門	1	木造2階建	309番地3
S24	大門	10	木造2階建	309番地3
S28	夫婦岩	1	木造平屋建	若山2番耕地120番地1
	計	21		

八幡浜市	保内町
<p>【公営住宅ストック総合活用計画】 平成 14年 3月八幡浜市市営住宅ストック総合活用計画策定</p> <p>(目的) 地域の实情に応じたストック活用の理念と目標の設定を行い、 建替事業、改善事業の検討 維持保全等の適切な手法を選択し、公営住宅ストックを総合的に活用するための計画</p> <p>(位置付け) 1.住宅マスタープランの一部 2.公営住宅ストック総合改善事業(規模増・住戸・共用部分・屋外外構・全面的改善)の整備計画 * 当計画に基づいて改善事業を行うことが基本的要件であり補助事業となる必要条件である。</p> <p>(計画の期間) 長期的な視点から公営住宅の総合的なストック活用の考え方を明らかにするとともに、向こう10年間の具体的なストック活用計画を定める。 計画内容は、最低 5年毎に定期見直しを行う</p> <p>(業務内容) 1.現況把握(上位計画等把握・関連施設状況把握・福祉医療保健現況把握) 2.住宅事情把握(全市的状况把握) 3.公営住宅現況把握(建物別・団地別) 4.意向把握(公営住宅入居者・一般市民・行政)アンケート実施 5.課題整理・目標設定 6.ストック活用手法選定(住棟別・団地別・概算事業費等) 7.再生団地計画(モデル1団地を選定の上、基本計画を策定) 8.課題整理・計画書の取りまとめ・報告書提出</p> <p>(検討委員会の開催) 3回開催(目標設定時・活用手法選定時・計画策定時等) メンバー・・・建設課・水道課・下水道課・農林商工課 総務調整課・財政課・保健福祉課・ 地方局建築指導課・市議会代表</p>	<p>なし</p>

都市計画業務について

都市計画業務について提出する。

平成 15 年 8 月 11 日提出

八幡浜市・保内町合併協議会長 二 宮 通 明

都市計画業務
(1) 都市計画策定のための各種計画については、新市において新たに策定する。 (2) 都市計画の区域・区分については、現行のとおり引き継ぎ、新市において新たに検討する。 (3) 都市計画審議会については、新市において新たに設置する。 (4) 都市公園については、現行のとおり引き継ぐ。 (5) 都市計画街路については、現行のとおり引き継ぎ、新市において新たに検討する。

平成 年 月 日確認

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

協議項目	21-(14)	都市計画業務
事務・事業・制度名等	(1)都市計画策定のための各種計画	
基本調整方針	都市計画策定のための各種計画については、新市において新たに策定する。	
	八幡浜市	保内町
	<p>(1) 都市計画基礎調査 平成5年度に基礎調査報告書作成</p> <p>【目的】 都市計画の策定と実施を適切に行うため、都市の現状のデータを把握し、これに基づいて計画を策定する。</p> <p>【主な調査項目】 人口、産業調査、土地利用状況、建物、都市施設</p> <p>(2) 街路交通調査 平成9年3月八幡浜市総合都市交通体系調査報告書作成</p> <p>【目的】 近年の交通需要に対応するために、長期的視野に立って総合的な交通計画を策定し、順次整備を図って行く。</p> <p>【街路交通調査体系】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市交通実態把握のための調査 2. 都市交通を分析し、将来計画を策定するための調査 3. 施設計画策定のための調査 4. 事業実施のための調査 <p>(3) 都市計画マスタープラン</p> <p>【目的】 具体的な都市計画を定めていくため、都市の長期ビジョンを示すとともに、土地利用、都市施設、市街地開発事業等の調整を図り、都市計画の整合性及び一体性を確保するため都市計画のマスタープランを策定する。</p> <p>【事務手順】 平成9年7月八幡浜都市計画マスタープラン策定 策定・手続きフロー</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 作業部会設立（庁内8課） 2. 素案の作成 3. 都市計画課協議 4. 住民の説明会（公民館単位7箇所） 5. 市議会全員協議会説明 6. 八幡浜市都市計画審議会 7. 愛媛県知事協議申出 8. 都市計画の決定 <p>○公表</p> <p>(4) 緑の基本計画</p> <p>【目的】 都市における緑とオープンスペースの総合的な整備及び保全を図るため、「緑のマスタープラン」に代わり、地域実状を十分に勘案した官民一体の総合的な緑に関するマスタープランとして「緑の基本計画」を策定する。</p> <p>【策定フロー】 平成13年5月1日八幡浜市緑の基本計画策定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現況調査 2. 解析・評価と課題の整理 3. 緑地の保全及び緑化の目標 4. 緑地の配置方針 5. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策 6. 緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項 7. 緑化推進重点地区における緑化の推進に関する事項 8. 県への通知 9. 住民への公表 <p>【策定経緯】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民意向調査（801人） 2. 庁内検討委員会（11課） 3. 住民の説明会案内（市広報） 4. 住民の説明会住民周知（マイク放送・各公民館） 5. 住民説明会（八幡浜市福祉文化センター） 6. 八幡浜市都市計画審議会 7. 「八幡浜市緑の基本計画」公表（市広報） 8. 愛媛県に完了通知報告 	なし

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

事務・事業・制度名等	? 都市計画の区域・区分			
基本調整方針	都市計画の区域・区分については、現行のとおり引き継ぎ、新市において新たに検討する。			
	八幡浜市		保内町	
都市計画区域(概要)	都市計画区域(概要)		都市計画区域(概要)	
範囲(行政区域)	一部		全部	
面積	3,933ha		面積 3,701ha	
用途地域 計	336.3ha		用途地域 計 159.0ha	
第1種中高層住居専用地域	47.4ha		第1種中高層住居専用地域 11.0ha	
第2種中高層住居専用地域	9.3ha		第2種中高層住居専用地域 -	
第1種住居地域	165.2ha		第1種住居地域 70.0ha	
近隣商業地域	14.6ha		近隣商業地域 18.0ha	
商業地域	61.1ha		商業地域 -	
準工業地域	28.7ha		準工業地域 48.0ha	
工業地域	10.0ha		工業地域 12.0ha	
特別用途地域 計	33.0ha		特別用途地域 計 -	
特別工業地区	33.0ha		特別工業地区 -	
事務・事業・制度名等	? 都市計画審議会			
基本調整方針	都市計画審議会については、新市において新たに設置する。			
	八幡浜市		保内町	
【目的】	都市計画に関することを調査審議すること。都市計画の内容、決定手続き、制限、事業等の必要な事項を定めることにより都市の健全な発展と、秩序あるまちづくりを図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することと都市計画行政の円滑な運営を図る。		【目的】	
	都市計画に関することを調査審議すること。都市計画の内容、決定手続き、制限、事業等の必要な事項を定めることにより都市の健全な発展と、秩序あるまちづくりを図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することと都市計画行政の円滑な運営を図る。		都市計画に関することを調査審議すること。都市計画の内容、決定手続き、制限、事業等の必要な事項を定めることにより都市の健全な発展と、秩序あるまちづくりを図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することと都市計画行政の円滑な運営を図る。	
【概要】	委員15名(実数11名)以内により構成し、下記審議事項について審議等を行う。		【概要】	
	委員15名(実数11名)以内により構成し、下記審議事項について審議等を行う。		委員10名以内(但し、審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置く)により構成し、下記審議事項について審議等を行う。	
【審議事項】	<ul style="list-style-type: none"> 本市が定める都市計画に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> 都市計画決定・変更 用途地域変更 都市計画施設(道路、公園、下水道、駐車場等) 都市計画マスタープランの作成、開発許可の運営方針等の調査審議 都市計画について本市が提出する意見に関すること。 その他市長が都市計画に必要と認める事項に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> 本町が定める都市計画に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> 都市計画決定・変更 用途地域変更 都市計画施設(道路、公園、下水道等) 都市計画マスタープランの作成、開発許可の運営方針等の調査審議 都市計画について本町が提出する意見に関すること。 その他町長が都市計画に必要と認める事項に関すること 	
【活動内容】	都市計画決定には、知事決定と市長決定があり、決定に際し愛媛県都市計画審議会及び八幡浜市都市計画審議会の審議を経る必要があるため、審議会を開催する。		【活動内容】	
	都市計画決定には、知事決定と市長決定があり、決定に際し愛媛県都市計画審議会及び八幡浜市都市計画審議会の審議を経る必要があるため、審議会を開催する。		都市計画決定には、知事決定と町長決定があり、決定の際県都市計画地方審議会の審議を経る必要があるため、審議会を開催する。	
【委員等の構成】	<ul style="list-style-type: none"> 学識経験のある者 5人以内(実数5人) 市議会の議員 5人以内(実数4人) 関係職員 5人以内(実数2人) (任期は2年)		<ul style="list-style-type: none"> 学識経験のある者 4人以内 町議会の議員 4人以内 関係行政機関若しくは県の職員又は町の住民2人以内 特別の事項を審議する場合、臨時委員若干人を置くことができる。	
【任期】			【任期】	
			委員の任期は1年(臨時委員は審議終了次第、解任)	

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

事務・事業・制度名等	? 都市公園			
基本調整方針	都市公園については、現行のとおり引き継ぐ。			
	八幡浜市		保内町	
【事業目的】 都市公園法、八幡浜市都市公園条例に基づき、公共の福祉の増進を図る。	【概要】 事業目的を達成すべく、王子の森公園及び愛宕山公園を八幡浜市都市公園とし整備を進めてきた。		【事業目的】 都市公園法、保内町都市公園条例に基づき、公共の福祉の増進を図る。	
【概要】 事業目的を達成すべく、王子の森公園及び愛宕山公園を八幡浜市都市公園とし整備を進めてきた。	【概要】 事業目的を達成すべく、平家谷公園及び神越公園を保内町都市公園とし整備を進めてきた。			
【 .王子の森公園】 【所在地】 八幡浜市大字五反田 【計画決定面積】 2.0ha 当初決定 S48.12.18 1.6ha 最終開設 S51.11.21	【 .平家谷公園】 【所在地】 保内町宮内8番耕地238 【計画決定面積】 7.6ha 当初決定 S48.7.20 9.2ha 最終変更 S60.12.10			
【 .愛宕山公園】 【所在地】 八幡浜市愛宕 【計画決定面積】 4.62ha 当初決定 S29.5.13 7.4ha 最終変更 S33.3.17	【 .神越公園】 【所在地】 保内町喜木1番耕地308 【計画決定面積】 0.29ha 当初決定 S34.3.17			
事務・事業・制度名等	? 都市計画街路			
基本調整方針	都市計画街路については、現行のとおり引き継ぎ、新市において新たに検討する。			
	八幡浜市		保内町	
都市計画街路	都市計画街路		都市計画街路	
	名称	延長(m)	名称	延長(m)
	自動車専用八幡浜保内線	990	名坂川之石線	3,420
	昭和通り線	1,540	清水三島線	920
	白浜大平線	900	和田町楠町線(改良済)	740
	産業通白浜線	1,730	和田町山手線	940
	沖新田大黒町線(改良済)	350	清水通線	270
	八幡浜駅前千丈線	2,220	神越喜木線	180
	下松蔭五反田線(改良済)	1,640	自動車専用八幡浜保内線	1,900
	棧橋通り線	200		
	清滝舌間線	870		
	栗野浦線	320		
	広瀬沖新田線	1,200		
	本町栗野浦線	1,100		
	白浜通り向灘線	650		
	新港通り線	530		
	新港大黒町線	110		
	大正町古町線	190		
	本町沖新田線	580		
	合計	17路線 15,120	合計	7路線 8,370

協議第 18 号（今回提出）

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて提出する。

平成 15 年 9 月 5 日提出

八幡浜市・保内町合併協議会長 二 宮 通 明

地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく地域審議会を、新市において設置する。

地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項は、別紙のとおりとする。

なお、地域審議会の設置の外、住民自治を充実するための制度については、積極的に導入するものとする。

平成 年 月 日確認

別紙

地域審議会の設置並びに組織及び運営に関する事項

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

名 称	設 置 区 域
八幡浜地区地域審議会	合併前の八幡浜市の区域
保内地区地域審議会	合併前の保内町の区域

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。ただし、必要があるときは期間を延長することができる。

(所掌事項)

第3条 審議会は、新市の設置区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ審議し、答申する。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) 新市の基本構想の策定及び変更に関する事項
- (5) 予算編成の際の事業等に対する要望に関する事項
- (6) 当該区域についてのみ行なわれる事務・事業に関する事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で次に掲げる者の内から、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役職員等
- (2) 学識経験者
- (3) 公募により選任された者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長1名及び副会長1名を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、任期期間中最初の会議は市長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開で行なうものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、出席委員の半数以上の賛成を以って非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(補則)

第10条 この事項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

【地域審議会の設置について】

1 制度の趣旨

地域審議会は、合併によって住民の意見が新市の施策に反映されにくくなることの懸念に対応し、平成11年改正の合併特例法の規定により、合併関係市町村の旧市町村の区域にかかる事務等に関し、新市長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき、市長に意見を述べるができるよう、創設されました。

「審議会」…各種の行政機関の諮問に答えて、あるいは自発的に一定事項を調査審議したり、審査したりする機能を持ついわゆる諮問機関

2 設置の手続き

地域審議会は、地方自治法の規定に基づく合併市町村の長の付属機関であり、本来、地方公共団体が条例で設けるものですが、制度の趣旨から合併市町村の代表である法定協議会で、合併前に決定できることとされており、「・合併関係市町村の協議により ・期間を定めて ・合併関係市町村の区域であった区域ごと」に設置することができるかとされています。

* 地域審議会の設置は、従来一体性があった合併関係市町村の区域を単位とするものであり、2つの合併関係市町村の区域を合わせて1つの地域審議会を置くことや、1つの合併関係市町村の区域を分割し、複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできません。

3 組織及び運営

地域審議会を組織する「構成員の定数、任期、任免その他の組織及び運営に関し必要な事項」についても、合併関係市町村の協議により定めるものとされています。

4 議会の議決及び告示

地域審議会の設置並びに組織及び運営に関する協議については、合併関係市町村議会の議決を経て、その内容を告示しなければならないとされています。

5 地域審議会の役割

どのような役割を持つかについては、地域の実情に応じて判断されるべきものですが、一般的には、

合併市町村の長の諮問に応じて審議する事項として、

- ・市町村建設計画の変更
- ・市町村建設計画の執行状況（定期的）
- ・当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用
- ・予算編成の際の事業等に関する要望
- ・基本構想・各種計画の策定・変更 などが考えられ、また、

市長に意見を述べる必要があると認める事項としては、

- ・市町村建設計画の執行状況（随時的）
- ・公共施設の設置、管理運営
- ・福祉、廃棄物処理、消防等の施策の実施状況 などが考えられます。

6 地域審議会の設置期間

地域審議会は、市町村合併の直後という特別な状態において設けられる特例的な制度ですので、合併関係市町村の協議により定められた一定の期間に限って設置されるものです。

設置期間を決定するに当たっては、市町村建設計画が変更される際、地域審議会が設置されている場合にはその意見を聴くこととされていることなどから、市町村建設計画の期間（八幡浜市・保内町の場合、10年間）も考慮されることが適当です。ただ、著しい長期間が設定され、かえって行政運営の妨げになるようなことがないようにする必要があります。

（市町村合併ハンドブック等より引用）

【地域審議会設置及び設置予定に関する先進事例】

新居浜市（新居浜市・別子山村）	
設置区域	旧別子山村
所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> ・設置区域に係る新市建設計画の変更及び執行状況並びにその他市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じ審議、答申すること ・設置区域に係る新市建設計画の執行状況及び必要と認める事項に関し、市長に意見を述べること
組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・委員は 7 人以内（公共的団体の役職員、学識経験者、公募により選任された者） ・任期は 2 年 ・役員は会長、副会長各 1 名（公募は 3 人以内）
設置期間	H15.4.1～25.3.31
東宇和・三瓶町合併協議会（明浜町・宇和町・野村町・城川町・三瓶町）	
設置区域	明浜町・宇和町・野村町・城川町・三瓶町
所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> ・設置区域の から に関する事項について市長の諮問に応じ審議、答申すること 新市建設計画の変更 新市建設計画の執行状況 地域振興基金の活用 新市の基本構想の作成及び変更 当該区域についてのみ行われる事務事業 ・必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べること
組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・委員は 15 人以内（公共的団体の役職員等、学識経験者） ・任期は 2 年 ・役員は会長、副会長各 1 名
設置期間	合併の日（H16.4.1）～26.3.31
宇摩合併協議会（川之江市・伊予三島市・新宮村・土居町）	
設置区域	新宮村・土居町
所掌事項	東宇和・三瓶町合併協議会と同内容
組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・委員は 15 名以内（公共的団体の役職員、学識経験を有する者） ・任期は 2 年 ・役員は会長、副会長各 1 名
設置期間	合併の日（H16.4.1）～27.3.31 必要時延長
南宇和合併協議会（内海村・御荘町・城辺町・一本松町・西海町）	
設置区域	内海村・御荘町・城辺町・一本松町・西海町
所掌事項	東宇和・三瓶町合併協議会と同内容（新町）
組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・委員は 15 名以内（公共的団体の役職員、学識経験者） ・任期は 2 年 ・役員は会長、副会長各 1 名
設置期間	合併の日（H16.10.1）～27.3.31
西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会	
設置区域	西条市・東予市・丹原町・小松町
所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> ・設置区域の から に関する事項について市長の諮問に応じ審議、答申すること 新市建設計画の変更 新市建設計画の執行状況 その他市長が必要と認める事項 ・必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べること
組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・委員は 15 名以内（公共的団体の役職員、学識経験を有する者） ・任期は 2 年 ・役員は会長、副会長各 1 名
設置期間	合併の日（H16.11.1）～27.3.31

市町村の合併の特例に関する法律

（市町村建設計画の作成及び変更）

第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- (1) 合併市町村の建設の基本方針
- (2) 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- (3) 公共的施設の総合整備に関する事項
- (4) 合併市町村の財政計画

2～6（省略）

7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

（地域審議会）

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(地方債の特例等)

第 1 1 条の 2 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業又は基金の積立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費(次項において「特定経費」という。)については、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 1 0 年度に限り、地方財政法(昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号)第 5 条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

- (1) 1 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
- (2) 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
- (3) 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であった区域における地域振興等のために地方自治法第 2 4 1 条の規定により設けられる基金の積立て

地 方 自 治 法

(委員会・委員の設置)

第 1 3 8 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 (省略)

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

上・下水道業務について

上・下水道業務について提出する。

平成 15 年 9 月 5 日提出

八幡浜市・保内町合併協議会長 二 宮 通 明

上・下水道業務

1 簡易水道事業

- (1) 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 水道料金については、当面は現行のとおりとする。

2 上水道事業

- (1) 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 水道料金については、当面は現行のとおりとし、随時調整する。
- (3) 検針及び料金徴収の方法については、八幡浜市の例により調整する。
- (4) 水道関係手数料、新規加入金等については、八幡浜市の例により調整する。
- (5) メーター使用料については、保内町の例により調整する。

3 下水道事業

- (1) 下水道台帳の整備・管理については、新市において速やかに八幡浜市の台帳システムにより調整する。
- (2) 私道における下水管布設の取扱いについては、保内町の例により調整する。
- (3) 公共汚水柵設置の取扱いについては、八幡浜市の例により調整する。

- (4) 公共下水道の受益者負担金については、八幡浜処理区・真穴処理区は現行のとおりとする。保内処理区については、供用開始前のため新市において調整する。
- (5) 公共下水道の使用料については、八幡浜処理区・真穴処理区は現行のとおりとする。保内処理区については、供用開始前のため新市において調整する。
- (6) 水洗便所改造及び除害施設設置資金融資あっせん及び利子補給制度については、八幡浜市の例により調整する。

平成 年 月 日確認

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

協議項目	21-(2)	上・下水道業務
事務・事業・制度名等	1(1)・2(1)簡易水道・上水道管理運営	
基本調整方針	管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	
八幡浜市	保内町	
<p>【事業概要】 状況の把握 1. 日常管理 ? 直営...原則として日常点検業務は、水道課水源係により実施する。 ・定期的に水道施設を巡回し、状況の確認と異常の早期発見に努めている。 ・異常発見時は、対応方法を課長等と検討し、併せて修繕工事を試行する。 ? 委託...定期的に全水源池系統別の水質検査を実施する。 ・原水、浄水の全項目検査を年1回実施する。 ・浄水の定期水質検査を月1回実施する。 ・実施機関.....南予地区水道水質検査センター ・実施時期.....実施機関の指定日 ・実施方法.....実施機関による採水 ・実施以後処理...検査結果受領後保管。異常があれば追跡調査等対応。</p> <p>2. 定期点検・管理 ? 電気計装施設の定期点検は、保守点検業務(1年間)を業者に委託する。 (年間予算額 750千円) ・点検報告書の提出・保管する。 ・必要に応じて立会い、確認する。 ・異常があった場合は協議し、必要により修繕する。</p>	<p>【事業概要】 状況の把握 1. 日常管理 (1) 直営・・・原則として日常点検業務は、水道課上水道係により実施する。 ・定期的に水道施設を巡回し、状況の確認と異常の早期発見につとめている。 ・異常発見時は、対応方法を課長等と検討し、併せて修繕工事等の施行の決裁をとる。 ・浄水処理薬品の残量チェック、補充、投入を実施する (2) 委託・・・定期的に全水源池系統別の水質検査を実施する。 ・原水、浄水の全項目検査を年1回実施する。 ・浄水の定期水質検査を月1回実施する。 ・実施機関.....南予地方水道水質検査センター ・実施時期.....実施機関の指定日 ・実施方法.....実施機関による採水 ・実施以後処理...検査結果受領後保管。異常があれば追跡調査等対応</p> <p>2. 定期点検・管理 (1) 電気計装施設(高圧受電・低圧屋内設備)の定期点検は、四国電気保安協会に委託。 (年間予算額 145千円) ・点検報告書の提出、保管する。 ・必要に応じて立会い、確認する。 ・異常があった場合は、協議し、必要により修繕する</p>	
<p>【漏水の把握】 配水管及び給水管は、地中に埋設されているため漏水の、維持管理は非常に困難である。</p> <p>(1) 住民からの通報 (2) 監視盤からの推測 (配水量が多くなればその地区を対象に職員で漏水探知をする) (3) 職員による漏水調査</p> <p>【修繕の実施】 (1) 状況の確認 (配水管は職員が現場確認、給水管は管工事組合が確) (2) 業者の選定 (職員が公認業者に指示) (3) 住民への周知 (防災無線、及び広報車) (4) 現場の管理 (5) 工事検査 写真。(着工前。配管状況写真、完成写真)</p> <p>【負担割合】 配水管の故障の原因が明確な場合は 施工者負担 上記以外の、配水管から第1止水栓(量水器)までは、市全額負担。</p>	<p>【漏水の把握】 状況の把握 1、施設のほとんどが、地中に埋設されており把握はきわめて困難である。 (1) 住民からの通報 (2) 貯水状況からの推測 (3) 職員による漏水調査 (4) パトロールによる漏水の推測</p> <p>修繕の実施 1、状況の確認、復命、修復計画の決裁 2、業者選定(迅速に対応可能、夜間、休日等漏水修繕当番制あり)し、指示。 3、住民への周知(行政防災無線) 4、現場の管理(断水、通水作業等) 5、備蓄材の貸与、返納 6、工事監督管理 7、工事の検査</p> <p>【負担割合】 配水管の修繕の原因が明確な場合は、施行者負担 上記以外の配水管の修繕は、全額町負担 給水管の修繕は、量水器で負担界として、配水管側は町が負担し、宅内側は受水者が負担する。ただし、宅内側のみの修繕は、受水者から直接業者発注とする。</p>	

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

事務・事業・制度名等	1(2)簡易水道料金				
基本調整方針	水道料金については、当面は現行のとおりとする。				
八幡浜市		保内町			
【概要】 各簡易水道（条例）の現況は次のとおりである。		【概要】 各簡易水道の現況は次のとおりである。（平成13年度末）			
計画給水人口 現在給水人口		計画給水人口 現在給水人口			
釜倉簡易水道	360人 134人	磯崎簡易水道	480人 375人		
矢野畑簡易水道	260人 31人	喜木津簡易水道	199人 128人		
中津川簡易水道	400人 230人	広早簡易水道	144人 115人		
久保田簡易水道	360人 250人	鼓尾簡易水道	132人 89人		
日土簡易水道	1,350人 1,260人	直営である。			
古藪簡易水道	140人 35人				
今出簡易水道	170人 100人				
筵田簡易水道	163人 110人				
梶谷岡簡易水道	130人 98人				
榎野簡易水道	100人 21人				
中当簡易水道	94人 137人				
上高野地簡易水道	70人 25人				
尾之花簡易水道	97人 59人				
上郷簡易水道	90人 53人				
【平成13年度末現在】 榎野・中当・高野地・尾之花・上郷は、条例水道になっている。					
また、神明・田浪条例水道・古谷共同水道が入っている					
計画給水人口 現在給水人口					
神明条例水道	52人 13人				
田浪条例水道	100人 31人				
古谷共同水道	45人 36人				
【水道使用料】（条例）		【水道使用料】（条例）			
基本水量	基本料金 超過料金1?	基本水量	基本料金 超過料金1?		
釜倉 1～6?	200円	基本料金（簡易水道料金）			
7～15?	300円 30円	家庭用 6?まで	440円 80円		
矢野畑 月額	100円	営業用 12?まで	790円 95円		
中津川 10?	200円	団体用 12?まで	790円 95円		
久保田 7?	400円 100円	なお、臨時用（工事用）については、下記のとおりとする。 臨時用 1?につき・・・ 220円			
日土 8?	200円 40円				
古藪 月額	200円				
今出 月額	250円				
筵田 月額	250円				
梶谷岡 8?	750円 110円				
榎野 月額	100円				
中当 月額	120円				
上高野地 月額	300円				
尾之花 月額	200円				
上郷 月額	200円				

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

事務・事業・制度名等	2(2)上水道料金	
基本調整方針	水道料金については、当面は現行のとおりとし、随時調整する。	
	八幡浜市	保内町
<p>【概要】</p> <p>料金は、水道の利用者から徴収する。</p> <p>共用給水装置によって水道を使用するものは、料金の納入について、連帯責任を負うものとする。</p> <p>〔家庭用〕とは、一般家庭用に使用するものをいう。</p> <p>〔営業用〕とは、各種営業に使用するものをいう。</p> <p>〔湯屋用〕とは、公衆浴場の営業に使用するものをいう。</p> <p>〔船舶・臨時用〕とは、船舶及び臨時に使用するものをいう。</p>		<p>【概要】</p> <p>水道料金は、水道の給水装置利用者又は総代人から徴収する。</p> <p>水道料金は、上水道と簡易水道の異なる料金がある。</p> <p>〔家庭用〕とは、家事用に使用するものをいう。</p> <p>〔営業用〕とは、料理、飲食店、劇場、娯楽場等営業に使用するものをいう。</p> <p>〔湯屋用〕とは、一般公衆浴場に使用するものをいう。</p> <p>〔臨時用〕とは、工事その他で臨時に使用するものをいう。</p>
<p>【料金体系】</p> <p>料金は、一ヶ月につき、下記により算定した額に100分の105を乗じて得た金額とする。ただし、その金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>料金は、その使用水量が基本水量に満たない場合でも基本料金を徴収する。</p> <p>〔料金の区分〕</p> <p>一般用給水装置 <基本水量8? 基本料金840円></p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過料金（8? を超える1? につき） 8? から20? まで 115円 20? から50? まで 145円 50? 以上 185円 <p>営業用給水装置 <基本水量8? 基本料金1,210円></p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過料金（8? を超える1? につき） 8? から20? まで 160円 20? から50? まで 210円 50? から100? まで 250円 100? 以上 305円 <p>湯屋用給水装置 <基本水量150? 基本料金10,190円></p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過料金（150? を超える1? につき） 150? 以上 115円 <p>船舶・臨時用 <基本水量1? 基本料金420円></p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過料金（1? を超える1? につき） 1? 以上 420円 <p>工業用給水装置 <基本水量200? 基本料金29,120円></p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過料金（200? を超える1? につき） 200? から500? まで 275円 500? 以上 315円 		<p>【料金体系】</p> <p>料金は、一ヶ月につき、下記により算定した基本料金とメーター使用料及び超過料金の合計額に、1.05を乗じて得た金額とする。</p> <p>この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額とする。</p> <p>〔料金の区分〕</p> <p>一般用給水装置 <基本水量6? 基本料金700円></p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過料金（6? を超える1? につき） 6? 以上 130円 <p>営業用給水装置 <基本水量12? 基本料金1,300円></p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過料金（12? を超える1? につき） 12? 以上 150円 <p>湯屋用給水装置 <基本水量150? 基本料金6,000円></p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過料金（150? を超える1? につき） 150? 以上 170円 <p>臨時用（工所用）<基本水量1? 基本料金300円></p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過料金（1? を超える1? につき） 1? 以上 300円

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

事務・事業・制度名等	2(3)検針及び徴収方法	
基本調整方針	検針及び料金徴収の方法については、八幡浜市の例により調整する。	
<p>* 検針</p> <p>【委託先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡浜市管工事協同組合。 ・委託検針員6名。 <p>【契約期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年とする。 <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1日から16日までとする。 ・検針従事者は検針期間の月曜日から金曜日まで毎日8時30分までに水道課に出勤し、外勤日誌に検針地区を記入し検針カードを受け取る。 ・検針カードは午後5時までに水道課に返納すること。ただし、土曜日は宿直者に返納すること。 <p>【個人への委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検針員5名 ・検針地区〔穴井,真網代/大島/上泊/横畑/津羽井〕 ・検針委託料(地区により異なる) 		<p>* 検針</p> <p>【概要】</p> <p>検針業務は、個人に委託してあり、6名の検針員で行われている。</p> <p>検針業務は、毎月10日(前半)と、20日(後半)の2回実施している。前半と後半は、地区別に分けてあり、前半は、宮内・喜須来地区。後半は、川之石・磯津地区となっている。</p> <p>【個人への委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検針員6名 ・検針地区〔上記4地区〕 ・検針委託料(各地区同じ)
<p>* 料金の徴収方法</p> <p>1. 対象者</p> <p>水道の使用者から徴収する。</p> <p>共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について、連帯責任を負うものとする。</p> <p>2. 賦課基準</p> <p>料金は、料金の区分〔水道料金を参照〕により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日(以下「定例日」という。)にメーター点検を行い、使用水量によりその日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。料金は給水装置ごとに算定し、使用水量1? 未満の数があるときは、その数は翌月に繰り越して計算する。料金の異なる2種類以上の用途に水道を使用するときは、その高い料率によって料金を算定することができる。</p> <p>使用水量の認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーターに異状があったとき。 ・給水装置の破損その他によって使用水量が不明のとき。 ・共用給水装置により、水道を使用するとき。 <p>船舶,臨時使用は、同一水料金。</p> <p>月の途中において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの料金の算定は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用日数が15日未満のときの基本料金は、それぞれ所定量及び所定金額の2分の1とし、超過水量は、超過料金により算定する。 ・使用日数が15日以上ときは、一ヶ月として算定する。 ・月の途中において給水装置の種類若しくは用途の変更をした場合は、その翌月から変更した装置又は用途による料金とする。 <p>料金は、口座振替(毎月10日)、納入通知書又は集金の方法により、毎月徴収する。ただし、水道使用を中止したとき、又は給水の停止をされたときの料金は、そのつど徴収する。</p>		<p>* 料金の徴収方法</p> <p>1. 対象者</p> <p>水道料金は、水道の給水装置使用者又は総代人から徴収する。</p> <p>水道料金は、上水道と簡易水道の料金がある。</p> <p>2. 賦課基準</p> <p>料金は、料金の区分〔水道料金を参照〕により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。</p> <p>料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ町長が定めた日(以下「定例日」という。)にメーター点検を行い、使用水量によりその日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。料金は給水装置ごとに算定し、使用水量1? 未満の数があるときは、その数は翌月に繰り越して計算する。料金の異なる2種類以上の用途に水道を使用するときは、その高い料率によって料金を算定することができる。</p> <p>使用水量の認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーターに異状があったとき。 ・給水装置の破損その他によって使用水量が不明のとき。 ・共用給水装置により、水道を使用するとき。 <p>船舶,臨時使用は、同一水料金。</p> <p>月の途中において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの料金の算定は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用日数が15日未満のときの基本料金は、それぞれ所定量及び所定金額の2分の1とし、超過水量は、超過料金により算定する。 ・使用日数が15日以上ときは、一ヶ月として算定する。 ・月の途中において給水装置の種類若しくは用途の変更をした場合は、その翌月から変更した装置又は用途による料金とする。 <p>主に水道料金の支払方法は、毎月5日の口座引落と納付書による窓口払いの2通りがある。</p>

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

事務・事業・制度名等	2(4)水道手数料・新規加入金																											
基本調整方針	水道関係手数料、新規加入金等については、八幡浜市の例により調整する。																											
	八幡浜市	保内町																										
<p>手数料は、次の区分により、申し込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めるときには、申し込み後に徴収することができる。（給水条例第34条）</p> <p>【手数料】</p> <p>(1) 設計審査料 1件につき 1,000円</p> <p>(2) 工事検査</p> <p>給水管の最大口径が20mm以下 1件につき 2,000円</p> <p>給水間の最大口径が25mm以上40mm以下 1件につき 3,000円</p> <p>給水間の最大口径が50mm以上 1件につき10,000円</p> <p>(3) 指定給水装置工事事業者手数料 10,000円</p> <p>(4) 水道使用証明料 1件につき 200円</p> <p>(5) 開栓手数料 800円</p>		<p>手数料は、次により申込者から申込の際これを徴収する。（給水条例第36条）</p> <p>【手数料】</p> <p>? 設計手数料 設計額の3%</p> <p>? 竣工検査手数料 工事費総額の5%</p> <p>? 開栓手数料 1,000円</p>																										
<p>【加入金】</p> <p>市長は、給水装置の新設及びメーターの口径の増加の申込者から、下記の〔加入金の金額〕に定める額に100分の105を乗じて得た額を加入金として徴収する。ただし、メーターの口径の増加申込者から徴収する加入金は、申込み前の口径にかかる加入金との差額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p>前項の加入金は、当該申込者の申込みのさいに徴収する。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、徴収の期限を延長することができる。</p> <p>既納の加入金は、返還しない。ただし、当該工事が完了しないときは、この限りでない。</p> <p>〔加入金の金額〕</p> <table border="0"> <tr><td>口径 13mm</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>口径 20mm</td><td>25,000円</td></tr> <tr><td>口径 25mm</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>口径 40mm</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>口径 50mm</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>口径 75mm</td><td>市長が別に定める。</td></tr> <tr><td>口径 100mm</td><td>市長が別に定める。</td></tr> </table>	口径 13mm	10,000円	口径 20mm	25,000円	口径 25mm	50,000円	口径 40mm	150,000円	口径 50mm	300,000円	口径 75mm	市長が別に定める。	口径 100mm	市長が別に定める。		<p>【加入金】</p> <p>給水装置の新設及びメーターの口径の増加の申込者から下記口径区分により100分の105を乗じて得た額を加入金として徴収する。ただし、メーターの口径の増加の申込者から徴収する加入金は、申込の口径にかかる加入金と申込み前の口径にかかる加入金との差額とする。</p> <p>既納の加入金は返還しない。</p> <p>〔加入金の金額〕</p> <table border="0"> <tr><td>口径 13mm</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>口径 20mm</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>口径 25mm</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>口径 40mm</td><td>100,000円</td></tr> <tr><td>口径 50mm</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>口径 75mm</td><td>800,000円</td></tr> </table>	口径 13mm	10,000円	口径 20mm	20,000円	口径 25mm	50,000円	口径 40mm	100,000円	口径 50mm	300,000円	口径 75mm	800,000円
口径 13mm	10,000円																											
口径 20mm	25,000円																											
口径 25mm	50,000円																											
口径 40mm	150,000円																											
口径 50mm	300,000円																											
口径 75mm	市長が別に定める。																											
口径 100mm	市長が別に定める。																											
口径 13mm	10,000円																											
口径 20mm	20,000円																											
口径 25mm	50,000円																											
口径 40mm	100,000円																											
口径 50mm	300,000円																											
口径 75mm	800,000円																											

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

事務・事業・制度名等	2(5)メーター使用料	
基本調整方針	メーター使用料については、保内町の例により調整する。	
	八幡浜市	保内町
<p>【水道メーターの設置】 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、市長が、その必要がないと認めるときはこの限りでない。 メーターは給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、市長が設置して、水道の利用者、管理人又は給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。 水道利用者等は、善良な市長の注意をもってメーターを管理しなければならない。 水道利用者等が、管理義務を怠ったために、メーターを亡失又ははき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。</p>		<p>【水道メーターの設置】 給水量は、量水器（メーター）により計量する。ただし、町長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 メーターは、給水装置に設置し、その位置（検針に便利な場所）は町長が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 量水器は、有料で利用者又は管理者もしくは所有者に貸与保管させる。 保管者は善良な注意をもって量水器を管理しなければならない。 保管者が管理義務を怠ったため量水器を亡失又ははき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【メーター使用料】 町が貸与する量水器は使用料は1ヶ月について次のとおりとし、水道料金とともに利用者又は管理者もしくは所有者から徴収する。 ・使用料（上水道・簡易水道料金） 口径 13mm・・・70円 口径 25mm以下・・・100円 口径 43mm以下・・・270円 口径 50mm以下・・・600円</p> <p>【料金等の減免】 町長は、公益上その他の特別の理由があると認めるときは、この条例により納付しなければならない料金及び使用料の徴収を猶予又は減免することができる。</p>
事務・事業・制度名等	3(1)下水道台帳の整備・管理	
基本調整方針	下水道台帳の整備・管理については、新市において速やかに八幡浜市の台帳システムにより調整する。	
	八幡浜市	保内町
<p>【下水道台帳の目的】 下水道施設を適切に維持管理するため台帳を整備し、最新の管渠情報がわかるようにする。</p> <p>【現在の下水道台帳】 現在の下水道台帳は、昭和26年施工のものから平成3年度施工済のものまでは書類で施工年度毎に管番号、管種、管径等を記載し、図面（1/500）で管及びマンホールの種類、位置、方向、径、地盤高等を記載したものを調整し保管している。</p> <p>【下水道台帳の整備】 平成4年度以降台帳の整備をしていないため、平成13年度日本上下水道(株)に委託し、平成3年度以前の分も含めて下水道台帳のデータを電算システム化するため現在作業中である。</p> <p>【今後の予定】 施工済箇所は工事完了後速やかに台帳を更新し、常に最新の情報が得られるように整備する予定である。</p>		なし

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

事務・事業・制度名等	3(2)私道における下水管布設の取扱いについて	
基本調整方針	私道における下水管布設の取扱いについては、保内町の例により調整する。	
八幡浜市	保内町	
<p>【概要】 下水道供用（処理）開始告示がされた区域で、私道に下水管渠を布設しなければ下水道の使用が不可能な場合、下記要件を満たす私道については、申請によって、市の負担により下水管渠布設工事を行います。</p> <p>私道の要件 私道の一端が下水管渠を布設している公道に接続されていること。 私道の幅員1.5m以上、延長20m以上で下水管渠の布設が可能であること。</p> <p>布設要件 私道に係る土地の所有者及びその他の権利を有する者（所有者等）全員が当該下水管渠を布設することに承諾していること。 要：実印及び印鑑証明書 当該私道に係る下水管渠に下水を排除すべき戸数が2戸以上で、当該工事完了後6ヶ月以内に水洗便所に改造し、若しくは、し尿処理浄化槽の廃止をすることが明らかであること。 当該私道に係る下水管渠の布設を申請する者は、下水道事業受益者負担金及び市税を完納していること。 これにより布設した下水管渠に他の下水管渠を連結しても異議申し立てをしないこと。</p> <p>また、申請には、どなたか申請代表者を選んでいただき、下記に掲げる書類を添付した私道内下水管渠布設申請書を提出いただきます。</p> <p>必要書類 私道内下水管渠布設申請者名簿 認印 私道の位置図、平面図及び土地所有者等の区画図 私道に係る土地所有者全員の下水管渠布設承諾書 実印、印鑑証明書 その他市が必要と認めるもの。</p>	<p>【概要】 私道に下水道管渠を埋設しなければ下水道の使用が不可能な場合、下記要件を満たす私道については、町の負担で下水道管渠埋設工事を行う。</p> <p>私道の要件 私道の一端が下水道管渠を埋設している公道に接続されていること。ただし、供用開始の告示後、新たに設置された私道を除く。 私道の幅員が下水道管渠を埋設するに足りること。</p> <p>埋設の要件 私道に係る土地の所有者及びその他の権利を有する者（所有者等）全員が当該下水道管渠を布設することに承諾していること。（実印及び印鑑証明書添付） 当該私道に係る下水道管渠に下水を排除すべき戸数が2戸以上で、当該工事完了後6ヶ月以内に下水を公共下水道で処理する確約があること。ただし、処理区域外については、処理開始の告示日からこれを適用する。 当該私道に係る下水道管渠の埋設を申請する者は、下水道事業受益者負担金及び町税を完納していること。ただし、受益者負担金の負担区が告示されていない区域の受益者は、負担金完納の確約書を提出すること。 また、申請には、代表申請者を選び、下記書類を添付し私道内下水道管渠埋設申請書を提出する。</p> <p>必要書類 私道内下水道管渠埋設申請者名簿 認印、納税証明 私道の位置図、平面図及び土地所有者等の区画図 私道に係る土地所有者等全員の下水管渠埋設承諾書 実印、印鑑証明 その他町が必要と認めるもの。</p>	

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

事務・事業・制度名等	3(3)公共汚水柵設置	
基本調整方針	公共汚水柵設置の取扱いについては、八幡浜市の例により調整する。	
	八幡浜市	保内町
<p>【事業目的】 宅内の排水設備を下水道本管に接続するため、公共汚水柵を設置する。</p> <p>【概要】 公共汚水柵の設置に関する調査は本管工事落札業者において選定する排水設備業者が行い、設置工事は本管工事落札業者が行う。 本管工事完了後の公共汚水柵の設置に関しては、宅内の排水設備工事を行う業者において、調査及び設置を行う。 公共汚水柵は官地に設置し、費用は市が負担する。 公共汚水柵は原則として同一敷地内に1個の設置とする。ただし、300㎡以上は2個可能とする。 同一敷地内において別箇所に移設又は新規に増設する場合は個人負担とする。 駐車場、雑種地、農地、倉庫についても、将来の手戻りを防ぐため公共汚水柵を設置する。 公共柵調査員及び請負人との連携を密に行い、手戻りが生じないようにチェックを行うこと。 公共汚水柵設置箇所については、必ず土地又は家屋所有者の印鑑をもらっておくこと。</p>		<p>【事業目的】 公共下水道の供用が開始された場合において、公共下水道排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なくその土地の下水を公共下水道に流入させる排水設備（家庭等の生活排水を直接公共下水道に接続し流す設備で、宅内の衛生設備・屋外の排水管・汚水ます等）を設置しなければならないため、宅内から下水道管に接続する公共汚水ますを設置する。</p> <p>【概要】 ○公共汚水ます設置場所においては、町並びに施工業者及び関係者立会い（写真撮影）のもと確認し設置する。この場合、「公共ます設置確認書」を提出していただく。設置後、増築及び改築等で公共汚水ますの位置変更については、個人負担とする。 ○公共汚水ます設置場所は、基本的に官地に設置するが、設置不可能な場合は、関係者の承諾を得て民地に設置する。 ○公共汚水ます設置個数については、1個とし、2個以上についての工事費は、個人負担とする。但し、一つの屋敷に家屋が2棟あり、便槽が2槽あれば公共汚水ます2個の設置を可能とする。 ○公共下水道管から公共汚水ますまで町が施工し維持管理する。 ○受益者負担金を猶予する農地については、公共汚水ますを設置しない。農地以外に現況が変わり猶予が受けられなくなった時点で、関係者の申し出により、町費で公共汚水ますを設置する。</p>

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

事務・事業・制度名等	3(4)下水道受益者負担金	
基本調整方針	公共下水道の受益者負担金については、八幡浜処理区・真穴処理区は現行のとおりとする。保内処理区については、供用開始前のため新市において調整する。	
	八幡浜市	保内町
<p>下水道受益者負担金 受益者負担金とは、建設費の一部を利益を受ける方に都市計画法第75条の規定及び地方自治法第224条の規定に基づき「八幡浜市公共下水道事業受益者負担に関する条例」の規定により、公共下水道事業の受益者（土地の所有者又は権利者）に賦課徴収。</p> <p>負担金単価：215円/m² 徴収方法：5年分割。1年3回納期（第1期は平成 年9月、第2期は11月、第3期は翌年1月）計15期分納 一括納付（第1期納期限） 報奨金：納期前に一括納付した額の100分の1に納期前の月数をかけて得た額を交付。</p> <p>減免、徴収猶予：その土地の使用状況及び受益者の事情により、負担金を減免し又は徴収猶予をしたりすることができます。</p> <p>〔減免対象〕 国又は地方公共団体が、公用又は公共の用に供し、又は供することを予定している場合 （道路・公園・学校・庁舎・公営住宅用地など） 公の生活扶助を受けている受益者、又はこれに準ずる特別の事情がある場合 私立学校・社会福祉施設・三公社施設用地 墓地・境内地・公道に準ずる私道・自治会館・集会所用地</p> <p>〔徴収猶予対象〕 受益者について、災害・盗難・その他の事故により、負担金を納付することが困難な場合 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養をする場合 その土地が裁判上の係争地となっている場合 現状が農地等である場合（例 田・畑・山林など）</p>	なし	

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

事務・事業・制度名等	3(5)下水道使用料																																																			
基本調整方針	公共下水道の使用料については、八幡浜処理区・真穴処理区は現行のとおりとする。保内処理区については、供用開始前のため新市において調整する。																																																			
	八幡浜市	保内町																																																		
<p>○下水道使用料 基本料金 + 累進従量制 + 消費税(外税方式) 使用水量検針、徴収を水道課に委託。 合流区域は排水設備の有無に関わらず賦課。 分流区域は下水道使用開始届出書により賦課。</p> <p>○井戸水の調査・使用 排水設備確認申請で、井戸水を使用している家庭及び営業所については、井戸水の使用水量を水道使用水量に加算して、料金を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・井戸水のみの場合 <ul style="list-style-type: none"> (一般家庭) 2人まで10? /月 1人増すごとに4? /月加算 (それ以外) 量水器を設置(市負担) ・水道水との併用の場合 <ul style="list-style-type: none"> (一般家庭) 井戸水のみの場合の水量の1/2を水道水量に合算 (それ以外) 量水器を設置し、水道水量と合算 	なし																																																			
<p>下水道使用料金表</p> <p>用途 使用水量(?) 料金(円)</p> <table border="0"> <tr> <td>一般</td> <td>基本</td> <td>10</td> <td></td> <td>800</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>11 ~ 20</td> <td>1? につき</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>21 ~ 30</td> <td>1? につき</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>31 ~ 50</td> <td>1? につき</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>51 ~ 100</td> <td>1? につき</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>101 ~</td> <td>1? につき</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>湯屋</td> <td>基本</td> <td>10</td> <td></td> <td>800</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>11 ~ 20</td> <td>1? につき</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>21 ~ 30</td> <td>1? につき</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>31 ~</td> <td>1? につき</td> <td>50</td> </tr> </table> <p>消費税別途、10円未満切捨</p>	一般	基本	10		800			11 ~ 20	1? につき	92			21 ~ 30	1? につき	105			31 ~ 50	1? につき	115			51 ~ 100	1? につき	135			101 ~	1? につき	150	湯屋	基本	10		800			11 ~ 20	1? につき	92			21 ~ 30	1? につき	105			31 ~	1? につき	50		
一般	基本	10		800																																																
		11 ~ 20	1? につき	92																																																
		21 ~ 30	1? につき	105																																																
		31 ~ 50	1? につき	115																																																
		51 ~ 100	1? につき	135																																																
		101 ~	1? につき	150																																																
湯屋	基本	10		800																																																
		11 ~ 20	1? につき	92																																																
		21 ~ 30	1? につき	105																																																
		31 ~	1? につき	50																																																

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

事務・事業・制度名等	3(6)水洗便所改造及び除害施設設置資金融資あっせん及び利子補給制度	
基本調整方針	水洗便所改造及び除害施設設置資金融資あっせん及び利子補給制度については、八幡浜市の例により調整する。	
	八幡浜市	保内町
<p>【目的】 下水処理区域内における、くみ取り便所を水洗便所に改造（し尿浄化槽を廃止し、汚水ますに直結する工事を含む。）する工事及び除害施設を設置する工事の工事費において、自己資金のみでの一時負担が困難である者に対し、資金の融資を金融機関にあっせんするとともに、利子の補給を行い、環境保全の向上と公共水域の水質保全に努める。</p>	なし	
<p>【内容】 対象・処理区域内における建築物の所有者等であること。 ・市税、受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。 ・下水処理開始の日から3年以内（相当理由があれば期間外でも可）であること。 ・連帯保証人（1人）があること。 融資の額 ・改造工事1件につき5万円以上50万円以内（マンホールポンプ含む） ・除害施設は1件につき50万円以内 融資の実行日 毎月16日 融資の形式 証書貸付 償還額 ・改造工事1件につき毎月10,000円 ・除害施設1件につき毎月15,000円 償還日 融資を受けた月の翌月から毎月26日 利子補給の額 約定弁済日までの間の利子の全額 利子の利率 融資実行日の属する月の1日現在における長期プライムレート 利子の計算・支払 4半期ごと</p>		

協議第 20 号（今回提出）

国際交流関係・姉妹都市関係について

国際交流関係・姉妹都市関係について提出する。

平成 15 年 9 月 5 日提出

八幡浜市・保内町合併協議会長 二 宮 通 明

国際交流関係・姉妹都市関係
(1) 国際交流事業については継続し、新市において調整する。 (2) 姉妹都市については、新市において検討する。

平成 年 月 日確認

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

協議項目	21-(4)	国際交流・姉妹都市関係
事務・事業・制度名等	? 国際交流関係	
基本調整方針	国際交流事業については継続し、新市において調整する。	
	八幡浜市	保内町
<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手招致事業 ・中学生海外派遣事業 		<p>・欧州まちづくり視察調査団 (内容等) 毎年、各種団体（町議会、商工業団体、農林団体、婦人団体、青年団体、役場）からの推薦者6名、および一般公募者4名を募集し、10名で派遣団を構成、ドイツのヴェルツブルグ市とシーボルト協会への表敬訪問及び欧州各地の町並み、福祉施設、農業施設、環境施設、商業施設の視察を行っている。</p> <p>(補助金等) 保内町海外研修事業助成金交付要綱により、毎年決定される「助成金交付取扱方針」により定められ、平成14年度は、研修費の1/2の額とし、一人当たり400,000円を限度としている。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手招致事業 ・中学生海外派遣事業 ・保内町国際交流協会
事務・事業・制度名等	? 姉妹都市関係	
基本調整方針	姉妹都市については、新市において検討する。	
	八幡浜市	保内町
<p>【姉妹都市】</p> <p>なし</p> <p>【友好・交流都市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「八」の字サミット <p>(趣旨) 頭に八の字が付く市町村の代表者が一同に介し、それぞれの自治体で共通に抱えている行政課題の検討や各自自治体で実践しているまちづくりについての情報交換等を通じて親睦を深め、参加自治体の更なる発展を目的とする。 平成8年から毎年開催となっており、今回で8回目となる。</p> <p>(参加自治体) 36都市</p>		<p>【姉妹都市】</p> <p>なし</p> <p>【友好・交流都市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国水仙サミット <p>(趣旨) 水仙のゆかりのある自治体が集い、ひとづくり、まちづくり、ものづくりなど、地域活性化策を討論しあい、さらなる交流の輪を広げることを目的とする。 平成3年から隔年の開催となっており、今回で6回目となる。</p> <p>(参加自治体) 15都市</p>

人権対策業務について

人権対策業務について提出する。

平成 15 年 9 月 5 日提出

八幡浜市・保内町合併協議会長 二 宮 通 明

人権対策業務
同和地区地域改善対策 同和地区地域改善対策事業のうち国庫補助金及び県費補助金該当事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 同和地区地域改善対策事業のうち各市町の単独事業で現在実施中の事業は継続する。
? 同和地区生活相談員設置 同和地区生活相談員設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、人員については新市において調整する。
? 隣保館事業 隣保館の管理・運営については、新市において調整する。 隣保館運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
? 住宅新築資金等貸付金事業 住宅新築資金等貸付金返還事務については、新市において取り扱い事務を統一して実施する。
? 同和対策事務 同和対策事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
(6)人権擁護事務（人権擁護委員活動） 人権擁護事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(7)地域改善奨学資金貸付事業

地域改善奨学資金貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(8)人権・同和教育、人権・同和教育協議会事務・事業

人権・同和教育、人権・同和教育協議会事務及び事業については、新市において調整する。

平成 年 月 日確認

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

事務・事業・制度名等 (1) 同和地区地域改善対策	
基本調整方針	同和地区地域改善対策事業のうち国庫補助金及び県費補助金該当事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
八幡浜市	保内町
<p>地方改善施設整備事業（国の補助事業）</p> <p>【目的】 対象地域における環境改善と地域福祉の向上をはかるため、市町村が実施する地方改善施設整備事業（1件当たりの国庫補助金が150万円以上）に対し、国庫補助金を交付することによりその促進を助長し、もって対象地域住民の福祉の増進に寄与するものである。</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大型共同作業場 2. 共同作業場 3. 墓地移転 4. 地区道路、橋梁 5. 下水排水路 	同左
<p>地方改善事業（県の補助事業）</p> <p>【目的】 対象地域における環境の改善、経済の自立更生、保健衛生の向上をはかるため、市町村が実施する地方改善事業について、1件30万円以上の事業に対し県費補助金を交付することによりその促進を助長し、もって対象地域住民の福祉の増進に寄与するものである。</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 集会所 2. 放送設備 3. 共同作業場 4. 共同浴場 5. 地区道路、橋梁 6. 飲料水設備 7. 下水排水路 	同左
<p>隣保館整備事業（国・県の補助事業）</p> <p>【目的】 地域住民の生活の改善向上と問題を速やかな解決を図るため、市町村が実施する隣保館整備事業に対し、国庫補助金及び県費補助金を交付することによりその促進を助長し、もって地域住民の福祉の増進に寄与する。</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 創設 2. 改築 3. 増築 4. 増改築 5. 大規模修繕等 一部改修 附帯設備の改造 模様替 	同左
基本調整方針	同和地区地域改善対策事業のうち各市町の単独事業で現在実施中の事業は継続する。
八幡浜市	保内町
<p>地域改善事業（市単独事業）</p> <p>【目的】 対象地域における環境改善と地域福祉の向上及び対象地域住民の福祉の増進に寄与するものである。</p> <p>【概要】 国庫補助金及び県費補助金の該当しないものを対象としている。</p> <p>【状況】 毎年、順次計画的に推進している。</p>	<p>地域改善事業（町単独事業）</p> <p>同左</p>

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

事務・事業・制度名等 (2) 同和地区生活相談員設置	
基本調整方針	同和地区生活相談員設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、人員については新市において調整する。
八幡浜市	保内町
<p>【目的】 地域住民の生活上の相談に応じ関係行政機関と綿密な連携を保ちながら必要な指導を行い、もって地域住民の福祉の増進を図る</p> <p>【事業】 地域住民の生活上の相談に応じ、必要に応じて関係行政機関と綿密な連携を保ちながら必要な助言指導、八幡浜市の行う地域改善対策事業に対する協力、その他市長が必要と認めること。</p> <p>【現状】 平成14年度は、相談員を人権まちづくり課に設置しているが、平成13年度で生活相談員設置費補助事業が終了したため平成15年度より隣保館設置運営要綱の地域相談事業で対応することとなった。</p>	なし
事務・事業・制度名等 (3) 隣保館事業	
基本調整方針	隣保館の管理・運営については、新市において調整する。
八幡浜市	保内町
<p>隣保館設置条例</p> <p>【目的】 地域福祉の向上を図るとともに、国民的課題としての人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的として、八幡浜市神宮通り福祉会館及び八幡浜市ふれあいセンター（以下「隣保館」という。）を設置する。</p> <p>【事業】 (1) 調査研究事業 (2) 相談事業 (3) 福祉事業 (4) 啓発及び広報活動事業 (5) 交流事業 (6) その他必要な事業</p> <p>隣保館運営規則</p> <p>【目的】 隣保館は、社会福祉法に基づき、並びに基本的人権尊重の精神及び同和対策審議会の答申並びに地域改善対策協議会の意見具申の趣旨にかんがみ、歴史的社会的理由により、又は旧産炭地であること等により、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民（以下「地域住民」という。）に対して、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着した福祉センターとして、生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉等に関する総合的な事業及び国民的課題としての人権・同和問題に対する理解を深めるための活動を行い、もって地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的とする。</p> <p>【事業】 (1) 社会調査及び研究事業、相談事業、地域福祉事業、啓発及び広報活動事業、地域交流事業、小規模地域対策事業 (2) その他地域の実情に応じ必要な事業</p> <p>施行規則で規定 (運営審議会) 第7条 隣保館運営審議会（以下「審議会」という。）は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議するものとする。 (1) 年次計画の企画審議 (2) 各種相談事業の指導 (3) 資料の収集及び研究 (4) その他必要な事項</p> <p>【委員関係】 任期2年 17名以内</p>	<p>隣保館設置条例</p> <p>【目的】 隣保館に基づき地域社会の福祉を増進し、住民の生活改善の向上をはかる目的をもって、設置する。</p> <p>【事業】 (1) 生活相談に関する事 (2) 健康相談に関する事 (3) 生活改善に関する事 (4) 青少年指導に関する事 (5) 教養文化指導に関する事 (6) 老人福祉に関する事 (7) 職業相談に関する事 (8) その他、町長が必要と認めること。</p> <p>隣保館運営規則</p> <p>【目的】 隣保館は、基本的人権尊重の精神及び同和対策審議会の趣旨に鑑み、同和対策対象地域住民及びその近隣地域住民に対する理解と信頼のもとに、地域住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に行うとともに、国民的課題としての同和問題に対する理解を深めるための活動を行い、もって地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図り、同和問題の速やかな解決に資することを目的とする。</p> <p>【事業】 (1) 社会調査及び研究事業 (2) 相談事業 (3) 地域福祉事業 (4) 啓発及び広報活動事業 (5) 各種クラブ活動に関する事業 (6) リクリエーション及び教養文化に関する事業 (7) その他同和対策推進に必要な事業</p> <p>隣保館運営審議会規則</p> <p>【設置】 保内町隣保館設置条例（昭和44年保内町条例第19号）第7条第2項により、保内町隣保館運営審議会を設置する。</p> <p>【目的】 隣保館運営審議会は、町長の諮問に応じ、隣保館に関する重要事項を調査審議し、町長又は関係行政機関に意見を具申するものとする。</p> <p>【委員関係】 任期2年 10名</p>

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

<p>基本調整方針</p>	<p>隣保館運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	
<p>八幡浜市</p>	<p>保内町</p>	
<p>「ふれあいセンター」 1. 学級活動 生花教室・手芸教室・手話教室・料理教室・園芸教室 2. 子ども会活動 3. 人権学習会 4. クラブ活動 レクバレー・ソフトボール・カラオケ教室・クロッケ 5. 講演会等 6. 生活相談員活動実施状況 7. 給食サービス 8. 日常生活訓練（デイ・サービス事業） 9. 交流会（月見会・文化祭） 10. 座談会 11. 来館視察研修 12. 運営審議会</p> <p>「神宮通り福祉会館」 1. 学級活動 成人学級・女性学級（生花教室・料理教室）・高齢者学級活動・子ども会活動 2. 解放文化祭 子ども会・女性学級 3. 解放講座 4. 部落解放のつどい 5. 手話教室 6. 相談事業 生活相談・教育相談・健康相談・その他の相談 7. 高齢者生きがい対策事業（給食サービス） 8. 会館現地研修 9. 運営審議会</p>	<p>保内町隣保館 同和対象地区の福祉増進，生活改善の向上を図る． 事業 生活相談及び生活改善，職業，指導 授産，保健衛生，社会福祉，託児，青少年福祉， 社会調査等その他必要な事業に関する事。</p>	
<p>事務・事業・制度名等？ 住宅新築資金等貸付金事業</p>		
<p>基本調整方針</p>	<p>住宅新築資金等貸付金返還事務については、新市において取り扱い事務を統一して実施する。</p>	
<p>八幡浜市</p>	<p>保内町</p>	
<p>【概要】 返還事務について、電算導入は無く、手作業で実施。 定期償還 6月、12月の年2回納付書の送付 金融機関、会計課を経て原課において消し込み （収納簿、個人別調定表） 滞納処理 滞納者については、各個人ごとに滞納整理表を作成し、督促状の送付、また訪問、電話催告によって収入、生活状況を把握し、それぞれの返済計画に応じた分割納付によって徴収している。</p>	<p>【概要】 定期償還 年度当初、電算業務により納付書の送付 ？月初め（電算業務） * 収納簿 * 収納実績表 * 個人別調定表 * 未納者一覧表を作成 ？月末（電算業務） * 未納者一覧表及び償還状況を電算にて確認後、口座振替表を作成 ？年度当初（電算業務） * 貸付台帳を作成 前年度繰越額を調査し調定金額を決定し調定決議書を作成 滞納処理 * 未納者一覧表にて確認し、口座振替後も未納及び納付書でも滞納の場合、TELにて状況を確認又は返済計画書を送付又は訪問・督促状にて徴収する。</p>	

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

事務・事業・制度名等	(5) 同和対策事務	
基本調整方針	同和対策事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	
	八幡浜市	保内町
【目的】 住民の経済的、文化的生活の向上並びに社会福祉の増進を図る。 【事業】 地区住民の生活向上をはかるため就労、就学及び福祉等の各種相談事業 小集落改良事業により施行した地区内の緑地等維持管理事業 各地区の環境改善に伴う各施設の維持管理 地方改善事業の計画及び関係機関との連絡調整に関すること	同左	
事務・事業・制度名等	(6) 人権擁護事務（人権擁護委員活動）	
基本調整方針	人権擁護事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	
	八幡浜市	保内町
[目的] 人権擁護委員法に基づき、住民の基本的人権を擁護し、人権意識の高揚に努めるものである。 [概要] 1.人権擁護委員候補者の選定及び議案書作成 2.定例人権相談所の開設 3.人権週間中の啓発活動 4.人権の花運動 5.広報紙による人権擁護委員啓発活動の掲載	同左	
事務・事業・制度名等	(7) 地域改善奨学資金貸付事業	
基本調整方針	地域改善奨学資金貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	
	八幡浜市	保内町
[目的] 高等学校等に進学する能力を有しながら経済的・社会的な理由によって就学困難な人たちに対し、国と県がその進路を保障するため設けた制度の実質的な手続きをする。 [概要] 平成14年度より新規貸与はなくなったが、現在貸与中の者で正規の就学期間を限度に貸与する。返還に係る者に対し、返還免除、返還猶予の申請を受付、審査を行い、要返還者には返還通知を行う。	同左	

八幡浜市・保内町合併協議会項目別調整方針

事務・事業・制度名等	(8)人権・同和教育、人権・同和教育協議会事務・事業	
基本調整方針	人権・同和教育、人権・同和教育協議会の事務及び事業については、新市において調整する。	
	八幡浜市	保内町
【事務】 [目的] 憲法で保障された基本的人権を尊重する立場から、人権・同和教育の正しいあり方を研究するとともに、その推進を図る。 [概要] 1. 事務局は、人権まちづくり課（市長部局） 2. 同和教育協議会補助金620万円一括補助 3. 連絡会議は、教育委員会と週1回。人権・同和教育主任等は、必要に応じて開催。 4. 懇談会は、ブロック別（中学校区単位）で実施 5. 人権作文、ポスター事務は、11月に学校に依頼し、1月に審査 6. 各種研修会、研究大会の地区参加者日当8,000円	【事務】 [目的] 八幡浜市に同じ [概要] 1. 事務局は、社会教育課（教育委員会） 2. 同和教育協議会補助金35万円、研究大会旅費等については、その都度一般会計より支出 3. 連絡会議は、人権・同和教育主任と月1回開催。 4. 懇談会は、地区懇談会方式（27会場） 5. 人権作文、ポスターは、夏休みに作成するよう学校に依頼し、9月に審査 6. 各種研修会、研究大会の地区参加者日当5,000円	
【事業】 [概要] 1. 人権・同和教育研究大会の実施 2. ブロック別同和教育協議会 ・基礎研修事業 ・学級・学年別研修事業 ・懇談会事業 3. 人権問題学習講座 4. 各種学級における人権・同和教育 5. 企業・職域における人権・同和教育 6. 調査・広報活動 ・「人権の輪」の配布 ・「人権・同和教育だより」の発行 ・「人権・同和教育シリーズ」を市広報に掲載 ・小・中・高校生の人権尊重作品集の発行、配布 ・啓発用教材の購入 7. 研修活動 ・指導者研修糧 ・庁内研修（庁内における研修会、庁内放送） ・全国・四国等各研究大会参加 ・各種研修、研究協議への参加	【事業】 [概要] 1. ふれあい懇談会 2. 講師団研修会 3. 人権教育推進市町村事業 4. 公務員研修 5. 町民意識調査の活用 6. 啓発資料の配布 ・「えひめ人権・同和教育」等の全戸配布 ・人権尊重作品集「きずな」の作成、配布 7. 企業内同和教育学習 8. 各種機関・団体研修 9. ふれあい文化祭 10. 人権・同和教育問題意識調査のまとめと「ともに取り組む同和教育問題」のリーフレット作成	

協議第 22 号（今回提出）

公共施設業務について

公共施設業務について提出する。

平成 15 年 9 月 5 日提出

八幡浜市・保内町合併協議会長 二 宮 通 明

公共施設業務関係
公共施設及びその管理運営等については、原則として現行のとおり新市に引き継ぎ、随時調整する。

平成 年 月 日確認

【公共施設の現況】

* 他の合併協議項目にて協議済みのものもあり(再掲)

* 「市町村公共施設状況調査」より抜粋。この他に道路・橋りょう等もあり

公共施設等一覧

分科会名	名称	八幡浜市	保内町	備考
企画	集会所	73施設	32施設	
環境	墓地	愛宕山墓地 西海寺墓地 日土町墓地 栗野浦地区墓地 大平名坂墓地		
	火葬場	1施設		
	ごみ処理施設	環境センター	環境衛生センター 一般廃棄物最終処分場	保内町は可燃は休止中
水産港湾	漁港	舌田漁港(一種) 川名津漁港(一種) 大釜漁港(一種) 真網代漁港(一種) 穴井漁港(一種) 大島漁港(一種) 八幡浜漁港(三種)	磯崎漁港(一種) 喜木津漁港(一種) 川之石漁港(一種) 西町漁港(一種)	
	漁港施設	物揚場 漁業用倉庫	漁業用共同作業保管施設	
	市場	水産物地方卸売市場		
	港湾	八幡浜港	川之石港	川之石港は県管理港湾
	港湾施設	別紙	楠町岸壁上屋	
商工観光	駐車場	有料7箇所		
都市計画	都市公園	王子の森公園 愛宕山公園	平家谷公園 神越公園	
建設	公園等	市民スポーツパーク 自然休養林諏訪崎 であい公園 しみず公園 斐光園	旧白石和太郎洋館 琴平公園 要田公園 前田山記念公園 二宮敬作記念公園 富澤赤黄男句碑広場	
児童福祉	児童遊園	34箇所	32箇所	
農林	研修施設		農村婦人の家 多目的研修集会施設	
建設	公営住宅	653戸	331戸	
	改良住宅	111戸	108戸	
	その他住宅	21戸		
社会福祉	障害者福祉施設	王子共同作業所 いきいきプチファーム 発達支援センター 巣立ち	コスモス共同作業所	

分科会名	名称	八幡浜市	保内町	備考
健康保健	保健センター	保健福祉総合センター	保健福祉センター (母子健康センター併設)	
高齢者福祉	高齢者福祉施設	養護老人ホーム湯島の里 デイサービスセンター 老人憩いの家	養護老人ホームあけぼの荘 デイサービスセンター 雨井ふれあいの家 若草介護予防センター	
児童福祉	保育所・保育園	15施設	3施設	
	児童館	児童館	若草地域子育てセンター	
病院	病院	市立八幡浜総合病院		
	診療所	大島診療所	国保磯津診療所 国保磯津診療所喜木津出張所	保内町は休止中
	看護学校	市立八幡浜看護専門学校		
人権対策	隣保館	ふれあいセンター 神宮通1福祉会館	保内町隣保館	
	作業所	栗野浦共同作業所 下河原共同作業所		
	子供の遊び場	4箇所		
学校教育	幼稚園	神山幼稚園 松蔭幼稚園	保内幼稚園	
	小学校	14校	5校	
	中学校	6校	1校	共立 1校
	給食センター	1施設	1施設	
	教員住宅	13戸	22戸	
	研修所		教職員研修所	
社会教育	体育施設	市民スポーツセンター 市民スポーツパーク 愛宕山テニスコート 武道館	町民体育館	
公民館 文化会館・ 図書館	公民館 他の社会教育施設	中央公民館 13公民館 市民図書館 市民会館 勤労青少年ホーム 視聴覚ライブラリー 青少年センター	中央公民館 1公民館 町立図書館 文化会館	

別紙資料

八幡浜市港湾施設

施設別	種別	名称
外かく施設	防波堤	城ヶ浦防波堤
	係船護岸	向灘 係船岸 新川尻 " 栗野浦小白浦係船護岸(その1) 栗野浦小白浦 " (その2 3)
係留施設	棧橋	八幡浜棧橋 北浜 " 栗野浦 " 鯛引 " 沖新田第1 " 第一可動橋 第二可動橋 大内浦棧橋
	岸壁	沖新田岸壁(その1) " (その2) " (その3) " (その4) 第三可動橋 栗野浦岸壁
	物揚場	向灘 物揚場 内港 " 沖新田 " 中袋 " 栗野浦 " 外袋 " 鯛引 "
保管施設	野積場	北浜 野積場 沖新田 " (その1) 沖新田 " (その2) 栗野浦 " (その1) 栗野浦 " (その2) 外袋 "
	上屋	貨物上屋(内港) " (沖新田) " (出島)(その1) " (")(その2)
旅客施設	待合所	旅客待合所(大島行き) " (観光センター) フェリー駐車場
港湾環境整備施設	緑地	北浜公園 みなと公園
臨港交通施設	道路	臨港道路1号線 " 2号線 " 3号線 " 4号線 " 5号線 " 6号線
	橋梁	北灘橋 渡海橋

八幡浜市・保内町合併協議会の日程について

	開催市町	開催場所	開催日時
第1回	保内町	保内町文化会館サブホール	平成14年10月1日(火) 15:00～
第2回	八幡浜市	八幡浜市役所大会議室	平成14年11月14日(木) 13:30～
第3回	保内町	保内町文化会館サブホール	平成14年12月12日(木) 13:30～
第4回	八幡浜市	八幡浜市役所大会議室	平成15年1月9日(木) 13:30～
第5回	保内町	保内町文化会館サブホール	平成15年2月13日(木) 15:00～
第6回	八幡浜市	八幡浜市役所大会議室	平成15年3月17日(月) 13:30～
第7回	保内町	保内町文化会館サブホール	平成15年5月22日(木) 13:30～
第8回	八幡浜市	八幡浜市役所大会議室	平成15年6月13日(金) 13:30～
第9回	保内町	保内町文化会館サブホール	平成15年7月14日(月) 13:30～
第10回	八幡浜市	八幡浜市役所大会議室	平成15年8月11日(月) 13:30～
第11回	保内町	保内町文化会館サブホール	平成15年9月5日(金) 14:30～
第12回	八幡浜市	八幡浜市役所大会議室	平成15年10月9日(木) 13:30～
第13回	保内町	保内町文化会館サブホール	平成15年11月13日(木) 13:30～
第14回	八幡浜市	八幡浜市役所大会議室	平成15年12月11日(木) 13:30～
第15回	保内町	保内町文化会館サブホール	平成16年1月8日(木) 13:30～
第16回	八幡浜市	八幡浜市役所大会議室	平成16年2月12日(木) 13:30～
第17回	保内町	保内町文化会館サブホール	平成16年3月11日(木) 13:30～